

令和7年度 造林・生産事業等に係る林業事業者等との意見交換会
(意見交換会及びアンケートで出された意見・要望等)

1. 意見交換で出された質問等

- ・ 事業者にとって切実な問題が意見としてあがっているので、検討する余地があるものは、ぜひ前向きに検討をお願いします。

御意見については少しでも改善できるよう検討を行って参ります。

- ・ 一定の事業量を示してもらえる、このような機会を設けてもらえるはありがたい。
過去の事例として、民地から国有林の状況を聞かないで発注された事例がある（国有林は8トン車通行可能だが、国有林までの道は4トンしか通行できない等）。地元の業者等に聞く等、情報収集に努めていただきたい。また、署等において事業者との意見交換の場を設けるのも検討してほしい。

事業発注の際には事業地周辺情報を把握するよう指導を行っていますが、通行可能な車両制限、森林作業道の考え方、林道の補修等の諸条件について、事業者と職員の見立てに差があることは把握しています。適切に事業地周辺情報を把握するよう森林管理署等を指導して参ります。

受注された事業において、当初条件の変更が必要となった場合は、森林管理署担当者へ遠慮なく相談をお願いします。

森林管理署等での意見交換については、各種機会を捉えて意見交換の場を設けるよう検討を行って参ります。

- ・ 現場の作業は経験値の異なる作業員が作業を行っており、それぞれに安全に対する考え方が異なっている。森林管理署等においても引き続き、安全に関する事例紹介、安全指導等に取り組んでいただくようお願いします。

国有林の各種事業において、安全第一で事業を進めることは重要と考えており、引き続き、事例の共有を含め、安全指導を行って参ります。

- ・ 林業技能検定（技能士）について、国有林でどのように取り組んでいくか方針があればご教示を。

資格を取得した事業者については、造林事業、素材生産事業に係る一般競争入札（総合評価落札方式）の評価項目として令和7年3月に追加しています。なお、国有林として民間の技能士を育てる（資格取得を促す・促進する）ということはありませんが、間接的に事業者として評価して参ります。

また、林業技能士に関する評価基準については、ホームページに公表しておりますので御確認下さい。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

- ・ 入札参加者の皆様へ（林業技能士新設に伴う変更）

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/20250331.html>

2. アンケートで出された意見・要望等

(1) 意見交換会の内容は今後の受注に活かされるか。また他に知りたい情報

- ・ 事業の発注予定の早期明示と発注も事業体の事業予定を気にしているので大変ありがたい。
- ・ 意見は事業体として困っているから求めているものであり、今一つ前向きな回答、あるいは更に検討いただきたい。
- ・ 請負事業、立木販売について、予定（新年度）を出していただいております、これからの計画（事業計画）に役立てます。
- ・ 他の事業体の施業について、工夫や安全管理、工程管理、うまくいっていること、失敗したことも含めて、ケーススタディー形式で紹介する等、事業体間における、技術交流を図るのも、面白いと思う。具体的な現場写真などを交えて示してもらえば、大変参考になる。
- ・ 総合評価落札の評価点が分かることを知れて良かった。
- ・ 一貫作業において、事業完了後に通知される評定の点数について、内訳が分かれば知りたい。
- ・ 民有林、市有林、県有林と調査するうえで、国有林 GIS データをダウンロードすることで、位置関係が把握できて、ありがたい。
- ・ コンテナ苗の買入先を発注署の県内にする等しなければ需給調整が出来ないので、県内から買入等としてほしい。
- ・ システム販売の低質材について、2 物件にする等してほしい（1000t→500 t・500 t 等。小ロットがほしい人が入札に参加しづらい。）。
- ・ 立木販売跡地の仕上がりは、地拵えが不要な仕上がりにならないといけないか。
- ・ 電子入札について、地域の署等で指導いただく事は出来ますか。
- ・ 今後の発注予定が参考になる・情報としては国有林と民有林、県有林等との協力体制
- ・ 連携等の事例や今後の取り組み方針等があれば知りたい。
- ・ 企業の森、地元ボランティア等活動の方針も有れば知りたい。
- ・ 技術提案書作成における留意事項についての説明も今後の入札関係書類作成に役立つものとなった。今後も変更点や留意点等あれば告知してもらいたい。
- ・ 発注予定情報 2・3 月公告分は確認でき助かります。個人的には個別の署等管内の R8 事業発注予定だけで良いので、全量を把握したい。
- ・ 素材生産が主体の事業内容から、今後は再生林一貫型の施業が増えているので、造林のノウハウを取得して、造林の仕事を受けられるよう努めていきたい。
- ・ 林業の現場では様々なリスクがあることを再認識した。受注した際は現場作業の安全管理に活かしたい。
- ・ 最寄りの森林管理署で参加されている事業体が大半だと思うので、各地域管轄の国有林の話をしてもらうとより良い物になると思います。
- ・ 今後の国有林事業の取組みが知りたい。
- ・ 技術提案で優良モデル的事案を可能であればご紹介いただきたい。
- ・ 国有林 GIS データを利用したい。
- ・ 今後の事業について、早生樹（コウヨウザン、エリートツリー等）の取り入れは検討されていますか。早期収穫が可能と思える。

・意見は事業体として困っているから求めているものであり、今一つ前向きな回答、あるいは更に検討いただきたい。

今回いただいた御意見について、少しでも改善できるよう前向きに検討して参ります。

・一貫作業において、事業完了後に通知される評定の点数について、内訳が分かれば知りたい。

事業成績評定については、事業完了後に「事業成績評定通知書」により評定結果を通知しており、通知を受けた事業者は通知を受けた日の翌日から14日以内に、書面により森林管理署長等に評定内容の説明を求めることが出来ますので、事業発注の森林管理署等に御相談下さい。

・コンテナ苗の買入先を発注署の県内にする等しなければ需給調整が出来ないので、県内から買入等としてほしい。

請負事業に使用する苗木の購入にあたっては、競争入札の公平性・競争性の確保から、購入先を限定せず、林業種苗法の配布区域内を範囲としていることをご理解願います。

なお、事業に必要な苗木の確保にあたっては、今後も各府県で開催される需給調整会議や種苗関係機関との情報・意見交換を適宜行いながら、苗木に不足が生じないよう調整を図ってまいります。

・システム販売の低質材について、2物件にする等してほしい(1000t→500t・500t等。小ロットがほしい人が入札に参加しづらい)。

システム販売については、過去の実績、事業量、集積土場の状況等を踏まえて、販売物件の数量を森林管理署等で決定していることを御理解願います。

・立木販売跡地の仕上がりは、地拵えが不要な仕上がりにならないといけないか。

立木販売の購入者には、伐採した立木については確実に搬出していただくことをお願いしており、植付に伴う地拵えが不要になるような仕上げは求めていませんが、可能な範囲で末木枝条の整理にご協力いただければ幸いです。

なお、公売物件内に搬出を行わない広葉樹等の立木が発生する場合は、伐採は行わず森林管理署等の担当者及び森林官に事前に御相談ください。

・電子入札について、地域の署等で指導いただく事は出来ますか。

今後、電子入札の検討をいただいている事業者、電子入札の練習を行いたい事業者等、具体的に電子調達システムにおいて、どの様な流れで電子入札を行うのか確認したい事業者におかれましては、以下のURL(トレーニング)において、操作の練習等が出来ますので御利用下さい。

なお、導入にあたって不明な点等ございましたら、「調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク」に御相談ください。

〈調達ポータル HP〉

・トレーニング

URL : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-common/resources/app/html/training.html>

- ・電子調達システムヘルプデスクへのお問い合わせ

URL : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>

- ・今後の国有林野事業の取組みが知りたい。
- ・連携等の事例や今後の取り組み方針等があれば知りたい。

近畿中国森林管理局では、地域への貢献を念頭に、国民の安全・安心の確保に向けた治山事業の実施、シカ被害への対応、貴重な動植物の保全・管理などの「公益重視の管理経営の一層の推進」に努めるとともに、その組織・資源・技術を活用し、路網整備、低コストで効率的な森林施業の実践・普及、システム販売等による木材の安定供給、民有林への支援等を進め、「森林・林業施策全体の推進への貢献」に努めることとしております。各年度ごとに重点的に取り組む事項を「近畿中国森林管理局重点取組事項」としてホームページにて公表しておりますので御確認ください。

民有林と国有林の隣接する場所において、民有林所有者と森林管理署等が協定を締結して、「森林共同施業団地」を設定し、路網や中間土場等を連携して整備するとともに、それらの相互利用を行い、森林整備や木材搬出等の推進に向けて取り組んでいます。

取組の内容はホームページにて公表しておりますので、御確認ください。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

- ・重点取組事項

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/kikaku/saisei.html>

- ・森林共同施業団地

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/02keikaku/01keikaku/sinrin-danchi/danchi-index.html>

- ・発注予定情報 2・3月公告分は確認でき助かります。個人的には個別の署等管内の R8 事業発注予定だけで良いので、全量を把握したい。

ホームページにて「造林及び素材生産事業等の発注見通し」及び「分収育林の公売予定情報(箇所、入札予定時期)」を公表しておりますのでご活用ください。

「公共工事の発注見通し」の HP では、予算成立済みの入札については「発注見通し」、予算成立前に入札については「発注予定情報」として公表しておりますので、それぞれご確認ください。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

- ・公共工事等の発注見通し

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/kouhyou/index.html>

- ・立木販売情報

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/hanbai/koubaikoukuksyo.html>

- ・分収育林情報

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/buniku/220421.html>

・今後の事業について、早生樹（コウヨウザン、エリートツリー等）の取り入れは検討されていますか。早期収穫が可能と思える。

早生樹については国有林では実証試験段階であり、民有林においても植栽箇所は数箇所あるものの未だ実証試験の段階で、想定される標準伐期齢までの成長量等の成果は得られていないところではあります。このため、引き続き実証試験を行うとともに、民有林の取組状況や成果を注視していく考えです。また、エリートツリーについては、公的機関・民間施設で苗木生産体制の取組が進んでいるところではあります。地域において苗木の安定的な供給体制が整えば導入を検討して参ります。

(2) ご意見・ご要望

- ・現場職員から、森林官等が現場にほとんど来ないとよく聞く。確かに受注の立場で対応すべきとは思いますが、国有林の職員の皆様にあつては、現場に足を運ぶ努力をお願いします。
- ・風倒木やつらがらみ等の危険な場所は、施工地から外して安全を確保する。
- ・安全対策の重要性について理解が深まった。しかし、災害を防ぐ事は重要だが、危険性があればあるほど、新規の就労者が減ったり、既存社員の転職の恐れもあると感じた。
- ・原因不明な件が多いため、ヒューマンエラーを含め、何かしらの原因と対策を示したうえで事例紹介を行ってほしい。
- ・令和8年度で国有林と隣接している県有林の搬出間伐事業が計画されています。実施となる時には、事前に位置等を連絡いたしますので、現地の境界の立会をお願いします。
- ・局長の話が面白く、事業者や林業のあり方に理解があり、これまで長年やってきたことに意味があり、これからも頑張っていこうと思います。
- ・国有林はもとより、市町の環境税事業、カーボンオフセット関係の企業の森など、多くの事業を受け持っておりますので、複数年での生産事業を発注していただくと、予定が組みやすくなる。
- ・案内、資料はメールでデータをもらいたい。
- ・事前の意見・回答を口頭で伝えてもらった方が、分かりやすく良い。
- ・完了事業地の施業事例の良い点、悪い点など施工写真など報告してほしい。他の事業者の仕事が気になる。
- ・再造林後の防護柵点検業務について、非常に雑な点検が見受けられます。防護柵設置後の見回りに補修を行うことは、重要と思うので、設置後の見回り等も、設置時の発注に組み込んでみてはどうか。最初の1年だけでも効果はあると思う。
- ・施工現場における詳細な図面があれば良いと思う。仮に施工外周の測量杭番号等あれば図面等に表示してほしい。
- ・生産事業の効率化のため立木公売物件については、一体的な施業が望ましいと思われるような複数の物件については1つの物件として扱うなどの融通を聞いてほしい。
- ・隣接する2つの物件をそれぞれ別の事業者が落札した場合、主要林道の整備や施業期間について、折り合いがつかないケースを度々聞くので、隣接する2つの物件の落札業者が異なる場合、ある署では手前の物件が完了してから奥の物件の搬出期間をスタートする等の対応をしてもらえたが、署によって対応が違う気がする。
- ・近中局の事業量はどうか、条件不利な所が残っているのか。
- ・資料（紙）が多いので、データの活用や印刷サイズを変更して削減していただきたい。
- ・4月から事業着手できるようにお願いします。
- ・予定数量以上出材した場合、増額分の単価を少しでも上げてほしい。
- ・来年度の賃金アップ率を教えてください。
- ・分かりやすく、短くが助かります。
- ・オンラインであれば自社で受けたかった。
- ・各市町村や県が違えば、事業者への補助、サポートの違いがある状況です。地域の森林資源への意識から来るものと思われ、事業者を支えることによって、国の資源を有効活用してい

くという指導、法令の整備等を進めていただきたい。

- ・林道を通る際に国有林外を通る場合、その道の持ち主を把握していただきたい。
- ・ペーパーレスをしてほしい。
- ・入口や林道等を資料で見やすくしてほしい。
- ・立木販売において、民有地と隣接している場合、民有地の所有者、地番等を森林管理署で調査してもらいたい。
- ・森林管理署以外でも意見交換会へ参加できるようにしてほしい。
- ・単年度契約ではなく、2～3年にしてほしい。
- ・去年の案件の中に、伐採できる状態にない物件があった。もう少し調節してから出してほしい。
- ・森林管理署までこず、自分のPCでもWeb参加できるように今後はしてほしい。

・現場職員から、森林官等が現場にほとんど来ないとよく聞く。確かに受注の立場で対応すべきとは思いますが、国有林の職員の皆様にあっては、現場に足を運ぶ努力をお願いします。

御意見を踏まえ、各署等担当者を指導してまいります。

・再造林後の防護柵点検業務について、非常に雑な点検が見受けられます。防護柵設置後の見回りに補修を行うことは、重要と思うので、設置後の見回り等も、設置時の発注に組み込んでみてはどうか。最初の1年だけでも効果はあると思う。

防護柵設置後の維持管理に係る貴重なご意見ではありますが、設置とその後の点検作業は別発注により対応していることをご理解願います。

設置後の点検作業は防護柵の効果維持に重要でありますので、適切な点検・補修等の実施となるよう引き続き指導に努めてまいります。

・隣接する2つの物件をそれぞれ別の事業者が落札した場合、主要林道の整備や施業期間について、折り合いがつかないケースを度々聞くので、隣接する2つの物件の落札業者が異なる場合、ある署では手前の物件が完了してから奥の物件の搬出期間をスタートする等の対応をしてもらえたが、署によって対応が違う気がする。

素材生産事業の発注及び立木販売の公告にあたっては、地域の実情や他事業の発注状況等を勘案しながら、出来るだけ事業期間が重なることの無いように努めます。なお、事業期間等が重複する場合は、搬出時期等の調整を森林管理署等で行うよう指導して参ります。

・近中局の事業量はどうか、条件不利な所が残っているのか。

近畿中国森林管理局は、2府12県を管轄区域とし、国有林野約31万haを管理経営しています。管内の森林面積に占める国有林の割合は、6%と小面積で管内に分散しています。引き続き国有林野施業実施計画に基づき、公益的機能の維持・増進に配慮しつつ、森林整備事業等を通じて、木材の持続的かつ計画的・安定的な供給に努めて参ります。

- ・ 予定数量以上出材した場合、増額分の単価を少しでも上げてほしい。
- ・ 来年度の賃金アップ率を教えてください。

予定数量以上の出材分については、契約時の単価をもって精算払いを行うこととなっており、入札に付した際の単価を変更することができないことをご理解下さい。

森林整備事業の労務単価については、国土交通省が定める公共工事設計労務単価を使用しており、例年3月に改訂されます。令和8年3月の改定では全国全職種単純平均で前年度比4.5%引き上げられると公表されています。公共労務単価の情報については、国土交通省ホームページで御確認願います。

〈国土交通省 HP〉

- ・ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html

- ・ 立木販売において、民有地と隣接している場合、民有地の所有者、地番等を森林管理署で調査してもらいたい。

立木販売の公売にあたり、材の搬出作業等に関する周辺情報等の把握に努めております。つきましては、契約いただいた際は森林管理署等に御相談下さい。

- ・ 去年の案件の中に、伐採できる状態にない物件があった。もう少し調節してから出してほしい。

立木販売の公売につきましては、国有林野施業実施計画に基づき、地域の需要動向を考慮し販売箇所の選定を行っております。引き続き地域の需要に即した立木販売となるよう努めてまいります。

- ・ 林道を通る際に国有林外を通る必要がある場合は、その道の所有者等を把握していただきたい。

素材生産事業においては、森林管理署等が発注者となるため、事業実行上必要となる各種法令協議、近隣民有林等や利害関係者との折衝等は森林管理署等が対応していますので、隣接者等との折衝が必要な場合は、森林管理署等へご相談願います。

なお、立木販売において、隣接する民有地の使用に関する地権者との折衝については、具体的な条件等 森林管理署等が関与できない部分もあることから、当事者間で行っていただくこととしていることを御理解願います。